第十四条第三項中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に、「平成十三年四月」、「平成十七年四月」、「平成十八年四月」、「平成十九年四月」、「平成二十年四月」、「平成二十一年四月」、「平成二十二年四月」、「平成二十三年四月」、「平成二十四年四月」、「平成二十五年四月」、「平成二十六年四月」及び「平成二十七年四月」を「同年四月」に、「二・九パーセント、平成二十八年四月」を「一・七パーセント、同年四月」に、「三・四パーセント、平成二十九年四月」を「二パーセント、同年四月」に、「三・六パーセント、平成三十年四月」を「二・四パーセント、同年四月」に、「三・九パーセント、平成三十一年四月」を「二・八パーセント、同年四月」に、「四パーセント」を「三・一パーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年四・一パーセント）に、「四分一厘」を「四分二厘」に、「二分九厘、平成二十八年四月」を「一分七厘、同年四月」に、「三分四厘、平成二十九年四月」を「二分、同年四月」に、「三分六厘、平成三十年四月」を「二分四厘、同年四月」に、「三分九厘、平成三十一年四月」を「二分八厘、同年四月」に、「四分」を「三分一厘、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年三分四厘、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三分七厘、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年四分一厘）に改める。

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（年金額等の水準を表す指数の計算方法）」を付し、同条第一項中「をいう」の下に「。次条第一項において同じ」を加える。

附則第八条の三を附則第八条の四とし、附則第八条の二を附則第八条の三とし、附則第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二　平成十六年改正法附則第七条の二第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数は、平成二十六年度における前条第一項の規定により得た数に、平成二十七年度において法第七十二条の三第一項又は第三項（法第七十二条の四第一項の規定が適用される受給権者にあっては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2　平成十六年改正法附則第七条の二第一項第二号の政令で定めるところにより計算した指数は、前条第二項の規定により得た数とする。

（国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二二一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一〇
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九〇
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二三一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇〇